

真庭市民民・官民共創推進事業実施業務
仕様書

令和8年4月

真庭市

1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「真庭市民民・官民共創推進事業実施業務」（以下「本業務」という。）について、適用の概要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

2. 業務の目的

真庭市内の企業と都市部のクリエイター・企業による価値創造及び可能性探索に取り組む民民共創プログラム「Cultivate the future maniwa（カルマニ）」に取り組むことで、地域資源を新たな視点から見直し、本質的課題の深堀による可能性探索と、地域資源を生かした持続可能な価値を創出するプログラムを実施する。また、カルマニを通じて可視化された、単一企業の課題ではない本質的な地域産業の課題に対し、官民一体となって解決するための仕組みの構築と持続的な発展を探求する官民共創プログラム「Blooming the future maniwa（ブルマニ）」を実施する。これらのプログラムを通じて、地域内外をつなぐ回る経済の拡張に取り組む。

3. 履行場所

真庭市久世ほか

4. 履行期限

契約締結日から令和9年3月5日までとする。

5. 業務の実施

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (4) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

- (7) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届

7. 主任技術者等

本業務の実施にあたり、次に指定する主任技術者が業務の遂行にあたること。

- (1) 主任技術者は、真庭市内の企業と都市部企業によるビジネスマッチングの経験並びに新事業開発プログラムのプロデュース及びコーディネートの実務経験を有していること。

8. 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

9. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

10. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届
- (2) 請求書

11. 成果品の管理及び帰属について

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

12. 業務内容等

真庭市のブランド資産の一つである SDGs をテーマに、市内企業と都市部のクリエイター・企業とのマッチングを行い、地域課題や社会課題の解決に資する新事業創出を支援するプログラムを実施。地域資源に対する新たな視点の獲得による本質的課題の発掘及び創出される可能性の探索による可視化と、地域資源を活用した持続可能な価値創出に加え、市内の産業人材育成の推進プログラムを企画・運営する。新たにこれまでの資産を可視化するためにWEBサイトを立ち上げる。あわせて、市内の高校に通う高校生によるインターンシッププログラムの企画・運営を行う。

また、令和7年度のカルマニにおける可能性探索コースにおいて発掘された本質的な地域産業の課題に対し、官民一体となって解決するための仕組みの構築と持続的な発展を追求する官民共創プログラム「Blooming the future maniwa (ブルマニ)」を実施する。

カルマニ

- (1) 企画設計
- (2) 参加事業者の募集 (①市内事業者、②クリエイター)
- (3) 説明会の開催、事業者マッチング
- (4) 新事業創出のためのハンズオン支援及びメンターによる支援のサポート
- (5) 創出アイデアの社会実装支援
- (6) 高校生によるインターンシッププログラムの実施
- (7) 成果発表イベントの開催
- (8) WEBサイトの制作

ブルマニ

- (9) 伴走支援体制の設計
- (10) 伴走支援の実施

報告

- (11) 実施報告書 (カルマニ及びブルマニをあわせた報告書の作成)

13. 成果品

項目	成果物	提出時期 (予定)
(1) 成果報告書	電子データ	令和9年3月5日
(2) WEBサイト	著作権他各種	令和9年3月5日
(3) その他甲の指示したもの		随時

※ 報告書は業務内容(1)～(10)までの各事業を総括したうえで、任意の形式で提出すること。